#### 下野市景観計画(案)に関するパブリックコメントの結果について

- 1. パブリックコメントの実施状況
- (1)ご意見の募集期間令和3年12月13日(月)~令和4年1月5日(水)
- (2)ご意見の応募者数及び件数1名、3件
- (3) 受理状況の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	窓口直接	計
		1		1

# 2. ご意見の概要とご意見への市の考え方

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
1	25頁	【意見】	姿川両岸を含め市内全域の田園景観は、農業従事者
	景観形成重点区	石橋地区に候補地は無いのか	の生産活動の副産物として維持されている状況です
	域の候補地	【意見した理由】	が、農業従事者の減少や高齢化などにより、これまでと
		旧石橋町で生まれ育った人間として、	同様の維持管理は難しくなると予想されます。そのた
		景観形成重点区域と判断されうる場所が	め、市内全域の田園景観を守るための支援や仕組みに
		無かった事が残念(選定中かも知れない	ついて検討し、あわせて、周囲の自然と調和した集落の
		が)。確かに中心部は宅地化が著しく、姿	景観を維持・継続していく必要があります。
		川両岸は単調な景色しか無いが、僅かに	また、干瓢農家及び干瓢畑はご意見のとおり、本市を
		残った干瓢農家がある他、「何も無いから	特徴づける景観の一つになっています。そのため、本計
		美しい」という捉え方もある。歴史的建	画でも干瓢農家及び干瓢畑を「特徴的な営みの景観」と
		造物や史跡が『特徴ある景観や地域のシ	して取り上げ、この景観を今後も大切に継承・活用して
		ンボル』の中心と考えて区域設定をして	いく必要があるとしています。
		いるならば思い直して欲しい。	これらの田園景観と干瓢に関する景観は市内市全域
			に広がっているため、景観構造図において「田園景観ゾ
			ーン」を位置づけています。景観形成重点区域の2候補
			地は、田園景観ゾーンのうち、下野薬師寺跡及び下野国
			分寺跡といったさらに特徴のある景観を有する地域で
			す。
			なお、市民や事業者の発意により継続的に景観づく
			りを進める地域においても、景観形成重点区域に指定
			する方針です。

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
2	37頁	【提言】	景観計画及び景観条例は、一定規模の行為について
	届出等手続きの	届出の停止や却下を盛り込むべき	景観形成基準との整合性に配慮することを求めるもの
	流れ	【理由】	で、その基準に適合すれば行為に着手することができ
		本計画案や条例案を閲覧したが「停止」	ます。行為そのものを着手させないとするものではあ
		や「却下」などの文言が一切なく、承認	りません。ただし、大規模行為については、事前協議を
		を前提としたプロセスのように見えるた	義務づけ、市との協議が整わない限り行為に着手でき
		め。開発行為も通常ならば大きな害は無	ません。
		いが、大規模災害時に影響を及ぼすこと	一方、都市計画法では、「主として建築物の建築又は
		があるのではないかと危惧する※。業者	特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画
		にも利益追求の権利があることは当然だ	形質の変更」を「開発行為」としその行為を規制してい
		が、有事に大きな被害が発生する事を防	ます。市街化区域内は原則として開発面積1,000㎡
		ぐため、目に余る開発行為に対し自治体	以上の開発行為、市街化調整区域はすべての開発行為
		がノーと言えるようにすべき。	について許可を要することとされています。その許可
		※例:①森林開発により土壌が保水力を	基準には、道路、排水施設、擁壁、樹木の保存、表土の
		失い、豪雨時の河川・用水路の増水が著	保全、緑地帯・緩衝帯等の技術基準があり、それらの基
		しくなる。	準に適合できない場合は不許可となります。
		②工場・商業地から河川への排水が豪雨	このように、ご意見の大規模災害時への対策として
		時に逆流し、低地にある田畑・住宅の浸	は、景観側からの規制ではなく、開発行為側からの規制
		水や排水管の破損によるインフラの破壊	としてすでに実施しています。今後、一定規模以上の建
		を引き起こす。	築物や工作物は、開発行為の技術基準に適合させ開発
		②は平成 27 年関東東北豪雨、令和元年	許可を受けたうえで、景観形成基準についても適合さ
		台風 19 号にて実際に発生。	せることが必要になります。

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
3	38~43頁	【意見】	今後、計画の運用の指針となる「景観計画ガイドライ
	「敷地の緑化」	緑化に際し具体的な基準は定めないのか	ン」を作成する予定であり、そのなかで景観形成基準を
	に関する景観形	【意見した理由】	分かりやすく解説する予定です。
	成基準	『敷地内は、周囲の自然との調和に配	なお、敷地内の緑化について、一定規模以上の開発行
		慮し、できる限り緑化すること』とある	為については、既に都市計画法に基づく技術基準で定
		が、緑化の基準がかなり曖昧に感じる。	められています。
		基準細則等で別途定める、又は景観法・	
		都市計画法で既に根拠があるならば構わ	
		ないが、これが決定事項ならば「緑化」	
		の基準が如何様にも解釈できてしまい問	
		題だと思う。基準を定めるに当っては、	
		『緑の基本計画』にある「緑視率」の指	
		標を用いる、樹木や草の適切な配置につ	
		いて生物学者等の専門家に助言を乞う等	
		の科学的見地に基づいた設定をお願いし	
		たい。	

#### 下野市景観条例(案)に関するパブリックコメントの結果について

- 1. パブリックコメントの実施状況
- (1)ご意見の募集期間令和3年12月13日(月)~令和4年1月5日(水)
- (2)ご意見の応募者数及び件数1名、2件
- (3) 受理状況の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	窓口直接	計
		1		1

# 2. ご意見の概要とご意見への市の考え方

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
番号 1	該当箇所 第12条(助言、 指導及び勧告) 第1項、第3項	【提言】 第3項の審議会への意見聴取を必須とすべき 【理由】 第3項において、市長は審議会の意見を 『聴くことができる』と記されているが、 これは「意見を聴かなくてもよい」とも解 釈できる。この解釈が正しいとするならば、 第1項の『景観形成基準に適合』するか否 かの判断は最終的に「市長の良心」に委ね る形となり、景観に直接的な影響を受ける 市民の民意や審議会の議論を反映できるの	第12条第1項では、市長は、審査で不適合であると判断した場合は、適合させるよう助言や指導をすることができるとしています。窓口である市都市計画課において景観計画ガイドラインに基づき審査した結果にもとづく判断です。同条第2項では、指導・助言を行いその効果がなかったと判断される場合に、市長は勧告することができるとしています。この勧告は、届出30日以内に行う必要があるとともに、適切な時期に行う必要があります。そのため、指導・助言の効果がなかった場合は、市長は速やかに勧告する必要があります。
		る形となり、景観に直接的な影響を受ける	そのため、指導・助言の効果がなかった場合

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
2	条例案にない事	【提言】	景観法の規定により、市長は適合審査で適合
	項	適合審査について明記の上、審査結果に対	しないと認める場合に勧告や変更命令を行うこ
		する市議会の議決を決定プロセスに加えて	とができるとされています。
		欲しい	また、今後設置される景観審議会は、学識経験
		【理由】	者や市民公募者で構成される予定であるため、
		景観に直接的な影響を受ける市民の民意	市民の民意を反映させることはできるものと考
		を反映させる手段として、市民から選出さ	えます。
		れた市議会議員の意思決定を挟むべきだと	なお、ご意見で根拠法令として挙げてある地
		思うため。大袈裟とも思えるが、一度損な	方自治法第96条第2項で適合審査を議決事件
		われた景観は簡単に復元できるものでは	として取り扱うことは適切ではないと考えま
		く、規模によっては後世まで影響する。貴	す。
		重な景観を破壊される前に保護するため、	
		せめて大規模開発行為だけでも議決を介す	
		るようにして欲しい。	
		(根拠法令は地方自治法第96条第2項を	
		想定)	

#### 下野市緑の基本計画(案)に関するパブリックコメントの結果について

- 1. パブリックコメントの実施状況
- (1)ご意見の募集期間令和3年12月13日(月)~令和4年1月5日(水)
- (2)ご意見の応募者数及び件数1名、2件
- (3) 受理状況の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	窓口直接	計
		1		1

# 2. ご意見の概要とご意見への市の考え方

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
1	22頁	【意見】	地域森林計画の対象となる民有林においては、開
	基本方針1	地域森林計画対象民有林の指定が真に森	発行為や伐採等を行う場合、県知事の許可や市長へ
	①平地林の緑の	林の保全に寄与するか疑問を感じる	の届出が必要となるため、指定を継続することで、
	保全	【理由】	平地林の緑の保全に一定の効果が得られ、無秩序な
		地域森林計画対象民有林に指定されて	土地利用の進展を抑制し平地林の保全が図られて
		いるにも関わらず、既に対象面積の半分	いるものと考えています。
		程度に太陽光発電施設が建設され植生の	太陽光発電施設については、「栃木県太陽光発電
		回復が困難と思われるような場所が存在	施設の設置・運営等に関する指導指針(令和3年5
		しているため。今計画の策定によってこ	月改正): 栃木県」の内容等を踏まえつつ、防災、環
		の状況は改善できるのか伺いたい。	境保全、景観保全等の面に配慮しながら、地域との
		また、本計画案では「失われた植生の	調和の図られた適切な施設の設置に対する指導・助
		回復」が言及されていないと思うが、含	言に努めていきます。
		まれていないならば盛り込むべき。	なお、本計画では、都市緑地法に基づく「緑地の
			保全や緑化の推進に関する総合的な計画」として、
			「緑を"まもる"」「緑を"いかす"」「緑を"つくる"」
			「緑を"ささえる"」の4つの基本方針に応じた各
			種施策の実施の方向性を示しており、うるおいのあ
			る環境づくりに取り組むこととしています。

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
2	22頁	【提言】	河川・水辺と屋敷林では、所有者が異なるため、
	基本方針1	屋敷林の保全について、『②河川・水辺の	緑の保全にあたり同様の取組が難しいと考えてい
	③田園・集落(農	緑の保全』で言及されているような市民	ます。
	地・屋敷林)の緑	活動団体等による巡回での保全活動とい	本計画では、農家住宅などの敷地内にある屋敷林
	の保全	う形態を視野に入れて欲しい。	について、土地所有者による維持管理を基本として
		【理由】	考えていますので、枝打ち・剪定等の手入れを促す
		屋敷林は、維持に手間がかかる事を理	までに留めています。
		由に伐採する世帯が増えている。本市の	
		農村集落の風景を象徴するものとして保	
		全する事には強く同意するが、所有する	
		側としては「枝打ちや剪定などの適切な	
		手入れを促」されるだけでは保全に対す	
		る意識は変わらず、かえって伐ってしま	
		おうとなるのではないかと危惧する(当	
		方でも数年前に防風林を伐採した)。個人	
		的には自分の土地なのだから地主が管理	
		して然るべきだとは思うが、地権者の高	
		齢化や死去に伴い維持が困難になった結	
		果、住宅メーカーや太陽光発電業者に売	
		却又は貸与されて開発されてしまうのは	
		見るに堪えない。	